

商品概要説明書

相続定期貯金（大口）（かけ橋）

（大口定期貯金 1年もの）

（令和8年2月2日現在）

商品名	・相続定期貯金（大口）
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関（当JA以外の金融機関を含む）での相続手続き完了後1年以内に、相続により取得した資金を原資としてお預け入れいただける個人の方。 ※相続により取得した不動産や株式等の換金代金もお預け入れいただけます。 ※お申込み時には以下の書類が必要になります。 ①本人確認書類 ②「お預け入れされる方が相続人であること」・「金融機関での手続き完了時期」・「相続により取得した金額」が確認できる書類 【例】遺産分割協議書の写し、金融機関に提出した相続手續依頼書等の写し、戸籍謄本の写し、被相続人名義の解約済み通帳または計算書の写し、遺言書（公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済みのもの）の写し
期間	<ul style="list-style-type: none"> ・定型方式 1年 ・自動継続（元金継続または元利金継続） ※自動継続後は大口定期貯金1年ものとしてお預かりいたします。
預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入 ・1,000万円以上、相続により取得した金額の範囲内になります。 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利息 （1）適用金利 （2）利払頻度 （3）計算方法 （4）税金 （5）金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・出資金額が5,000円以上の組合員の方は預入時の大口定期貯金1年ものの店頭表示金利に年0.30%を上乗せした利率を初回満期日まで適用します。 ・出資金額が5,000円未満の組合員または組合員以外の方は預入時の大口定期貯金1年ものの店頭表示金利に年0.22%を上乗せした利率を初回満期日まで適用します。 ・自動継続後は、自動継続時の大口定期貯金1年ものの店頭表示金利を当該満期日まで適用します。（自動継続後は、年0.30%または年0.22%の上乗せは適用しません。） ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
手数料	—
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・総合口座の担保に組入れできます。（貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） ・マル優の取扱いはできません。 ・個人のお客さまは通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合 次のA、BおよびC（Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、もっとも低い利率とします。 A 解約日における普通貯金の利率 B 約定利率－約定利率×30% C 約定利率－（基準利率－約定利率）×（約定日数－預入日数） 預入日数 なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。 (2) 預入日の1か月後の応当日以降に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率（Bの算式により計算した利率が0%を

	<p>下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率とします。</p> <p>A 約定利率－約定利率×30%</p> <p>B 約定利率－$\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$</p>
貯金保険制度 (公的制度)	<p>・保護対象</p> <p>当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすものを除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または金融共済部金融課(電話:0258-35-1306)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部金融課またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>新潟県弁護士会(電話:025-222-5533)</p> <p>そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」</p>
組合員資格の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・正組合員・准組合員どちらでもお取扱いいただけます。 ・被相続人から出資金額を5,000円以上相続する場合は、組合員としてお取扱いいたします。 ・被相続人の出資金額が5,000円未満の組合員または組合員以外の場合、相続人が新たに出資または増資して出資金額が5,000円以上になる場合は、組合員としてお取扱いいたします。 ・相続人が既に出資金額が5,000円以上の組合員である場合は、組合員としてお取扱いいたします。
その他参考となる 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAえちご中越